

IFRS in Focus

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IASB が退職後給付会計を改訂

目次

- はじめに
- 改訂内容
- その他の改訂
- 発効日および経過措置
- 設例

要点

- 本改訂は、確定給付制度債務および制度資産の変動をそれらの変動が生じた時点で認識することを要求しており、回廊アプローチが削除され、過去勤務費用の認識が前倒しされる。
- 確定給付制度債務および制度資産の変動は、3つの部分に分解される。すなわち、勤務費用、確定給付負債(資産)の純額に係る利息の純額、および確定給付負債(資産)の純額の再測定である。
- 利息の純額は、優良社債の利回りをを用いて計算される。この利率は、制度資産の期待収益を計算するために現在使用されている利率より低い可能性があり、結果として純利益が減少することになる。
- 本改訂は、2013年1月1日以後開始する事業年度から適用され、早期適用が認められる。
- 遡及適用が要求されるが、一定の免除規定がある。

はじめに

2011年6月16日、国際会計基準審議会(IASB)は、確定給付制度および解雇給付に関する会計処理を変更するIAS第19号「従業員給付(2011)」の改訂(「本改訂」)を公表した。

この限定された範囲のプロジェクトの目的は、以下により、従業員給付の財務報告を改善することであった。

- より理解しやすい方法で、確定給付制度債務および制度資産の公正価値の変動を報告する
- IAS第19号で現在認められる表示の選択肢を削除し、それによって比較可能性を改善する
- 多様な実務を生じさせた要求を明確化する
- 確定給付制度から生じるリスクに関する開示を改善する

改訂内容

回廊アプローチの削除

最も重要な改訂は、確定給付制度債務および制度資産の変動をそれらの変動が生じた時点で認識することを企業に要求していることであり、それによって従前の IAS 第 19 号で認められていた「回廊アプローチ」が削除される。

財政状態計算書上で認識される年金資産(または負債)の純額が、年金制度の積立不足(または積立超過)の価値の全額を反映させるようにするために、すべての数理計算上の差異は、その他の包括利益(OCI)を通じて直ちに認識されなければならない(数理計算上の差異を純損益に認識する選択肢も削除された)。

見解

改訂された基準書への移行にあたり、回廊アプローチを使用している企業は、財政状態計算書上により多額の負債(またはより少額の資産)を認識しなければならない可能性があり、それが企業の借入制限条項の遵守に影響を及ぼしたり、配当を支払う能力を損わせる可能性がある。

継続的な数理計算上の差異の即時認識により、財政状態計算書上および OCI 上のボラティリティがより増大することになるが、数理計算上の差異を償却する純損益への影響はもはや生じない。

表示アプローチの変更

本改訂は、確定給付制度債務および制度資産の変動を、損益計算書およびその他の包括利益計算書に表示する新しいアプローチを導入している。企業は、確定給付制度債務および制度資産の公正価値の変動を、勤務費用、確定給付負債(資産)の純額に係る利息の純額、および再測定に関連するものにそれぞれ分離する必要がある。

勤務費用の部分は純損益に認識され、「当期勤務費用」、「(縮小から生じる利得および損失とともに)権利確定と権利未確定の過去勤務費用」、および「清算に係る利得または損失」が含まれる。従前の IAS 第 19 号の過去勤務費用と縮小の区別は、今回の改訂でこれらの項目がともに直ちに認識されるため、もはや必要がなくなる。

利息の純額の部分は利息の純額が純損益に認識される。当該利息の純額は、報告期間の末日時点の優良社債(または社債について厚みのある市場が存在しない場合は国債)の市場利回りを参照する割引率を、各報告期間の期首時点の確定給付負債または資産に適用することで計算される。「制度資産に係る実際収益」と「時の経過から生じる制度資産の変動」の差額は、再測定部分の一部として OCI に認識される。

見解

多くの場合、利息の純額を計算するために優良社債の市場利回りを示す利率を使用することは、純損益を減少させる。なぜなら、当該利息の純額は、よりリスクがある投資の高い利回りを期待することから生じる便益を反映していないためである。

再測定の部分は OCI に認識され、「確定給付制度債務における数理計算上の差異」、「利息の純額の部分に含まれる制度資産の利息を除く制度資産の実際収益」、および「アセット・シーリングの影響額の変動」から構成される。数理計算上の差異は、実績による修正および数理計算上の仮定の変化の影響を含む。再測定は、純損益に振り替えられることは絶対ないが、資本の中(例えば、利益剰余金に)で振り替えられる可能性がある。

開示

本改訂は、開示の理解可能性および有用性を改善する目的を設定しており、財務諸表の利用者が、確定給付制度から生じる負債と資産の財務上の影響をより正確に評価できるように考慮している。当該目的は、以下のとおりである。

- 確定給付制度の特徴および関連するリスクを説明する
- 財務諸表上の金額を識別および説明する
- 確定給付制度がどのように将来キャッシュ・フローに影響を及ぼすかを記述する

これらの目的を達成するために、本改訂は、企業に対して以下の追加の開示を提供することを要求している。

- 企業が重要または通常ではないと判断するリスクの記述的な説明（例えば、制度資産が主として1つの種類の投資に投資され、リスクの集中が生じる場合）
- 人口統計上の仮定の変化により生じる数理計算上の差異。財務上の仮定の変化により生じるものと区分する
- 制度資産の公正価値を、それらの資産の特徴およびリスクで区分した種類に分解し、さらに資産を市場価格があるものとなないものに分ける
- 確定給付制度債務を算定するために使用した重要な数理計算上の仮定
- 重要な数理計算上の仮定の合理的に考え得る変化が、確定給付制度債務にどのような影響を及ぼすか（感応度分析）
- 資産・負債マッチング戦略の記述的な説明（年金保険および長寿スワップなど）
- 翌年次報告期間における予想拠出額および確定給付制度債務の加重平均期間

さらに本改訂は、当該制度の解散時における積立不足または積立超過の配分についての合意、または当該制度からの企業の脱退に関する定性的な情報を要求することにより、複数事業主確定給付制度に関する開示要求を追加している。企業が、複数事業主確定給付制度を、確定拠出制度であるかのように会計処理する場合、当該制度における加入のレベルおよび翌報告期間における予想拠出額の開示が要求される。

見解

開示すべき重要な数理計算上の仮定、数理計算上の仮定が変化する場合にどの仮定が重要な影響を及ぼすか、および感応度分析に関する仮定の合理的に考え得る変化の範囲はどのようなものかについて決定するために、通常判断が要求される。

その他の改訂

従業員給付の分類

本改訂は、短期従業員給付を、「年次報告期間の末日後12か月以内に全額が決済されることが予想される」従業員給付として定義し、その他の長期従業員給付を、短期従業員給付、退職後給付および解雇給付を除くすべての従業員給付と定義する。

見解

短期と長期の従業員給付制度を区別するために、短期従業員給付制度の定義を、現在使用している「決済の期限が到来する」に代わり、「全額が決済されることが予想される」を使用することに変更している。当該変更により、より多くの制度が、数理計算上の仮定を用いて測定する必要がある長期従業員給付制度として分類される可能性がある。

解雇給付

解雇給付の定義について根本的な変更はないが、本改訂は、雇用の終了と交換に支払われる給付と勤務と交換に支払われる給付を区別するための一助となる追加のガイダンスを提供している。例えば、企業が、短期より長い期間において有効な給付を従業員に対して申し出る、または(企業による)申し出と予想される実際の解雇日までの間が短期より長い期間である場合には、当該申し出が解雇給付とみなされる可能性は低い。

制度変更、縮小、解雇給付およびリストラクチャリングから生じる金額を認識するタイミングを合わせるために、本改訂は、以下について要求している。

- 制度変更がリストラクチャリングまたは解雇給付と連動する場合、利得または損失は、以下のいずれか早い時点で認識されなければならない
 - i. 制度変更または縮小が発生した時点
 - ii. 関連するリストラクチャリング費用または解雇給付が認識された時点
- 解雇給付がリストラクチャリングと連動する場合、解雇給付は、以下のいずれか早い時点で認識されなければならない
 - i. 企業が給付の申し出をもはや撤回できなくなった時点
 - ii. 関連するリストラクチャリング費用が、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の下で認識された時点

これらの金額はすべて、お互いに関連する場合に、同時に認識される。

その他の変更

本改訂は、多くの実務的な論点についても明確にしている。例えば、本改訂は、清算について「確定給付制度で提供される給付の一部または全部について、それ以上の法的債務または推定的債務がすべてなくなる取引であり、制度の規約の中に示され、数理計算上の仮定に含まれる従業員に対する(または従業員に代わって行われる)給付の支払を除く」と明確にしている。したがって、純損益に認識される清算は、制度の規約に準拠しない支払いに限定される。また本改訂は、制度により支払われた税金および資産の管理に関連する費用のみが、制度資産に係る収益から控除されることも明確にしている。

発効日および経過措置

本改訂は、2013 年 1 月 1 日から開始する事業年度から適用される。早期適用が認められる。

以下の 2 つの免除規定を除き、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、遡及適用が要求される。

- 給付費用が、IAS 第 19 号の範囲外の資産(例えば、棚卸資産)の帳簿価額に含まれる場合には、それらの資産を本改訂の適用時に修正する必要はない¹。
- 2014 年 1 月 1 日より前に開始する期間の財務諸表に、確定給付制度債務の感応度に関する開示の比較情報を表示する必要はない。

¹ 免除規定のうち、本基準の範囲外の資産に含まれる給付費用に関する免除規定(IAS 第 19 号 173(a)項)は、初度適用企業には適用されない(IAS 第 19 号 A3 項)

設例

財務報告期間が12月31日に終了するある企業が、確定給付制度を有している。以下の表は、当該制度に関する情報を提供する。前年度に数理計算上の差異はなく、また20X2年に制度への拠出や給付の支払いはないと仮定する。制度に参加する従業員の平均残存期間は10年であると仮定する。

	20X2年1月1日	20X2年12月31日
確定給付制度債務の現在価値	CU70	CU105
制度資産の公正価値	CU40	CU45
確定給付負債の純額	CU30	CU60
勤務費用		CU15
割引率(優良社債利回り)		2%
制度資産に係る期待収益率		4%

以下の表は、従前のIAS第19号における数理計算上の差異の認識に関する3つの会計方針(直ちに純損益に認識、直ちにOCIに認識、または回廊アプローチを使用して繰り延べる)を、それぞれ企業の財務諸表に適用したときの影響を、改訂されたIAS第19号の適用の影響とともに、比較している。

20X2年12月31日時点の財政状態計算書

(単位:CU)	IAS第19号改訂前			IAS第19号改訂後
	純損益	OCI	回廊ア プローチ	
確定給付負債の純額	60	60	44.8	60

回廊アプローチの下で、当期に生じたCU15.2の数理計算上の差損は財政状態計算書上に認識されないが、20X3年に規則的な方法で認識が開始される。

20X2年の純損益およびその他の包括利益計算書

(単位:CU)	IAS第19号改訂前			IAS第19号改訂後
	純損益	OCI	回廊ア プローチ	
勤務費用	15	15	15	15
利息費用	1.4	1.4	1.4	-
制度資産に係る期待収益	(1.6)	(1.6)	(1.6)	-
利息の純額	-	-	-	0.6
数理計算上の差異	15.2	-	-	-
純損益	30	14.8	14.8	15.6
OCI	-	15.2	-	14.4
包括利益合計	30	30	14.8	30

従前の IAS 第 19 号における 3 つの選択肢では、すべて、勤務費用 CU15、利息費用 CU1.4(20X2 年 1 月 1 日時点の債務 CU70 の 2%)および制度資産に係る期待収益 CU1.6(20X2 年 1 月 1 日時点の制度資産 CU40 の 4%)が、純損益に認識される。

本改訂では、制度資産に係る期待収益はもはや認識されない。代わりに、利息の純額として算定される CU0.6(20X2 年 1 月 1 日時点の確定給付負債の純額 CU30 の 2%)が、勤務費用とともに純損益に認識される。再測定として算定される CU14.4(確定給付制度債務に係る数理計算上の差損 CU18.6 から、制度資産に係る収益の純額 CU4.2 を差し引いたもの)は、OCI に認識される。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス等を提供しております。また、国内約 40 都市に約 7,000 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界 150 国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約 170,000 人におよぶ人材は“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/をご覧ください。